

平成 22 年 5 月 10 日

ゴルフクラブ会員債権者 各位

更生会社株式会社穴吹ハートレイ
管財人 弁護士 長谷川 宅司

株式会社アコーディア・ゴルフとの間でスポンサー基本契約書を締結した ことのお知らせ

拝啓

更生会社株式会社穴吹ハートレイは、昨年 11 月 24 日に東京地方裁判所に会社更生手続開始申立を行い、同年 12 月 11 日に同手続開始決定を受けた後も、皆様のご支援の下、従来どおりその主たる事業である広島中央ゴルフクラブ及び芸南カントリークラブの両ゴルフ場の経営を順調に継続しております。会員の皆様のご協力に対し、ここにあらためて感謝申し上げます。

さて、以前に会員様向けの説明会においてご説明いたしましたとおり、両ゴルフ場事業につきましても、スポンサーを選定し、同スポンサーの下で事業を維持・承継させる方針で会社更生手続を進めておりましたところ、本日、広島中央ゴルフクラブ及びゴルフ練習場(ドライビングレンジ CHUO 19th)について、東京地方裁判所の許可をいただいた上で、株式会社アコーディア・ゴルフとの間でスポンサー基本契約を締結するに至りましたので、ご報告申し上げます。

今後は、引き続き関係各位の権利調整を図った上で、更生計画案を策定し、東京地方裁判所に提出すべく全力を挙げる所存ですので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会員の皆様の具体的権利関係の処遇につきましては、最終的には更生計画案においてご提案させていただくこととなりますが、スポンサー基本契約の中で、会員の皆様のプレー権を形式的かつ実質的に保障することをお約束いただいておりますことをご報告申し上げます。

また、芸南カントリークラブにつきましても、入札手続の結果、現在、株式会社中国新聞文化事業社に優先交渉権を認めて、スポンサー基本契約締結に向けて詰めの協議を行っております。

会員の皆様には、正式に契約を締結した後に改めてご報告させていただきますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具